

工事請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について(お知らせ)

令和 4 年 8 月 1 日
建設部建設総務課

最近の建設資材価格の急激な高騰等に伴い、国土交通省が単品スライド条項の運用を一部変更しました。本市においても、次のとおり運用基準を定め、適用を開始します。

(1) 対象となる工事

- ① 工事請負契約約款第 25 条第 5 項 (単品スライド条項) に基づく請求の際に、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
- ② 対象品目毎の変動額 (増額分又は減額分) が、請負金額の 1 % を超える品目を含む工事

(2) 運用内容 (別紙参照)

「単品スライド」とは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。下記の事項が今回、変更追加されました。

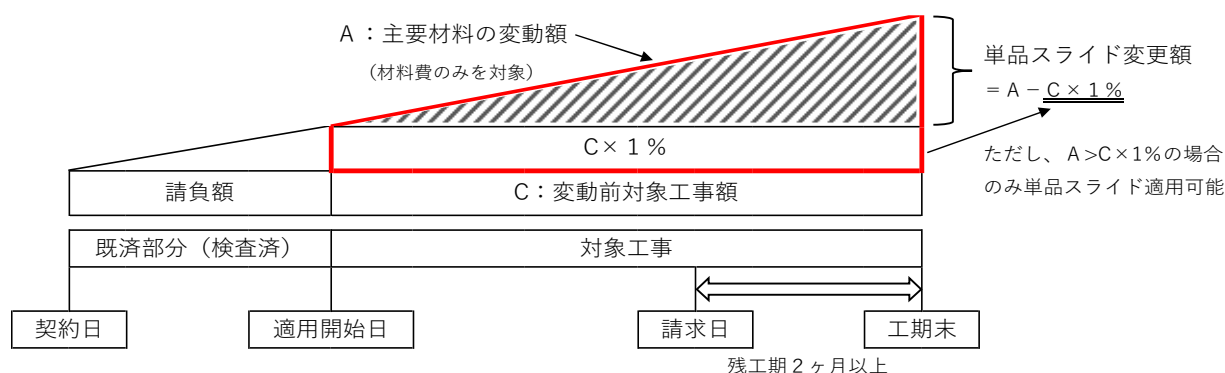
ア 購入価格が適当であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

イ 橋梁上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

ウ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度毎に単品スライド条項を適用することも可能とする。

(3) 算出方法

単品スライド変更額 = $A - C \times 1\%$



(4) 適用

本運用基準については、2022年(令和4年)8月1日以降に建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)に係る請求が行われたものから適用する。

【問合せ先】

工事担当課
建設総務課技術管理係